

Title	六条藤家から九条家へ：人麿影と大嘗会和歌
Sub Title	From the house of Rokujo-to to the house of Kujo-centering around the Daijoe Waja and the portrait of Hitomaro
Author	佐々木, 孝浩(Sasaki, Takahiro)
Publisher	慶應義塾大学藝文学会
Publication year	1988
Jtitle	藝文研究 (The geibun-kenkyu : journal of arts and letters). Vol.53, (1988. 7) ,p.1- 23
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00072643-00530001-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

六条藤家から九条家へ

——人麿影と大嘗会和歌——

佐々木 孝 浩

はじめに

御子左三家や飛鳥井家等と並んで、鎌倉期から南北朝期にかけて活躍した歌道家である、六条藤家流の九条家は①、反御子左派の中心人物であった知家、続古今撰者の一人行家、永仁勅撰に加わった隆博、風雅集撰者を望んだ隆教等、有数の歌人を続々と生み出していった。従って、この九条家についての考察は、中世前期の和歌史研究に少なからず意義を有するものと思われ、以下、同家に関する諸問題に検討を加えてみたい。

歌人の各論に入る前提として、本稿では、歌道家九条家に一貫すると考えられる特殊性を捕捉すべく、九条家の祖流である、白河院近臣六条顯季に始まる六条藤家歌人の系譜をも、併せて検討したいと思う。それは、和歌詠進といった文学的な活動においてすら、自己の血統とその伝統との自覚を強要された貴族社会における、系譜というものの持つ意

味の重要性を認めるからに他ならない。

九条家の伝統と權威の源泉となった、顕季以下の各世代の代表歌人の系譜を探るに際しては、顕季流における、人麿影相伝の系譜と大嘗会和歌詠進歌人の系譜との二つを、特に指標として取り上げたいと思う。それらは取りも直さず九条家の歌道家としての特質として指摘できるものであり、以下関連する諸問題も含め、この二つの系譜の検討を中心に考察を試みていくこととする。

一、九条という家名

最初に九条という家名について確認しておきたい。顕季・顕輔以来の血統の歌人群を、六条藤家と呼ぶ従来の慣習に抛るならば、知家流もまた六条藤家の構成員である。しかし当時六条の号をもって称せられていたのは、顕輔―重家―経家―家衡と続く、顕輔の六条大宮邸を伝領した一流のみなのである⁽²⁾。井上宗雄氏はこれを狭義の六条家とされ、家衡までの各々の呼称の実例を挙げておられる⁽³⁾。井上氏の驥尾に付して、知家流と同時代に当る、家衡に続く、家清―盛家―氏家についての例を挙げるならば、家清は『玉蘂』嘉禎四年(一二三八)六月十四日条に、盛家は『公衡公記』弘安十一年(一二八八)正月八日条に、氏家は『勘仲記』永仁元年(一二九三)十月十八日条に、各々「六条」と呼ばれたことが見えている。

一方『尊卑分脉』や『系図纂要』等の系図類で、「哥仙一流」(分脉)九条家の家祖とされるのは、六条重家息・経家の弟顕家であり、近世の資料である『二十一代集才子伝』にも、「号九条三位」と記されているが、当時顕家が九条と号されたことを証する資料は、管見に入らない。初めて「九条」の号が確認されるのは、顕家息知家からである。当時

の公家日記では知家は、「大宮三位」(明月記 嘉禄元年(一二二五)十二月二十五日条、平戸記 寛元二年(一二四四)十一月十二日条等)、あるいは「五辻三位」(玉藻 承久二年(一二二〇)四月四日、明月記 嘉禄二年四月九日条等)と呼ばれている(4)が、寛元四年(一二四六)十一月九日、真観が「九条入道三位知家」の所持本の書写を行なったとする、書陵部蔵阿波国文庫旧蔵『顕輔集』(一五〇・七四〇)の奥書に初めて九条の号が見えている。さらに福田秀一氏が指摘された(5)反御子左派の関与したと目される歌書群の奥書には、この他にも『能因法師集』(書陵部蔵 五〇一・二〇五)や『業平集』、『小町集』(共に書陵部蔵三十六人集 五一〇・一二)等に「九条三位」の呼称が見え、寛元から建長にかけての、知家の九条の号が確認できるのである。ただしこの歌書群中には、ほぼ同年代に知家が、「大宮三位」とも呼ばれもしたことを示す奥書(兼澄集 書陵部蔵 五〇一・六三、友則集 同 五一〇・一二、橘為仲朝臣集 群書類従本、等)も存している。これらの呼称はいづれも、知家の宿所の有り処に拠るものであろうが(6)、九条の宿所については、『明月記』寛喜元年(一二二九)三月十七日条や天福元年(一二三三)二月三日条に見え、知家流の「九条」の号はこの宿所に由来するかと思われる。

知家の代には大宮と並称されていた九条の号は、息行家以降同家の家名として定着することとなった(7)。六条を号する顕輔嫡流が存在する一方で、知家以下の九条を号する一流が存続していたわけである。この同族の両流において異なるのは家名ばかりではない。『群書解題』に拠れば室町初期迄には成立したとされる『立車記』に、六条家の経家(季経も)の車文が沢潟であったのに対し、知家四代の孫隆朝や知家弟顕氏に始まる紙屋河家では水芭の車文を用いたと見えている。新たな号と車文を持った知家流が、次第に独自の一流としての意識を抱いていたであろうことは想像に難くない(8)。顕輔息重家以来通字(9)としていた「家」の字を、初名博家(公卿補任)であった行家息隆博が捨て、以来

「隆」の字を通字としたことは、その意識の確立した時期を暗示するものであろうか。

しかしながら、九条家としての家の意識と、同家が顕季・顕輔の子孫であるという自覚は、並立するに矛盾のない事柄であろう。

二、人麿影の相伝と和歌文書

六条顕季の人麿影供に掲げられた、人麿影が、顕季流において歌学継承のシンボルとなっていた過程は、十三世紀中葉に続いて成立した説話集、『十訓抄』と『古今著聞集』に伝えられている。『古今著聞集』巻六には、「顕季卿一男中納言長実卿、二男参議家保卿、この道にたへずとて、三男左京大夫顕輔卿にゆづりけり⁽¹⁰⁾」とか、「父顕輔卿、子孫の中にこの道にたへたりとて、清輔朝臣に伝たりける人丸影」等と、初代の顕季以来、歌道の実力を以て、人麿影の相伝者を決定していたことが語られる。確かに官位において、顕輔・清輔はともに兄弟中でも不遇な存在であり、院近臣としての政治的地位の継承とは別のものとして、人麿影の相伝が考えられていたことが窺われる。影供の創始そのものより、影の相伝のこうしたあり方に、より明確な歌道家形成の意図が見えるのではないだろうか。

ところで、「実子なりとも、此道にたへざらんものにはつたふべからず、うつしもすべからず、起請文あるとかや」(古今著聞集)と伝えられる人麿影が、六条藤家に限らず家のシンボルとして尊重されていた例が、雅経に始まる飛鳥井家に確認できる。西脇家蔵雅経自筆本「古今集」の、雅経息教定が寛喜二年(一二三〇)三月から文暦二年(一二三五)正月の間に加筆したと推定される奥書に拠れば、雅経は二本の人麿影を所持しており、その内の一本が、大谷姫宮(後鳥羽院皇女肅子内親王もしくは熙子内親王か)を経て、『古今集』と共に教定に伝えられたと言う⁽¹¹⁾。ここに見える、「雖

子孫「不可譲」非器者、(雅經・著者注)先人定令「相計」給歟」との一節は、飛鳥井家における人麿影の象徴性を端的に示していよう。この人麿影が同家内で相伝されたことは、約二百六十年を経た、『実隆公記』延徳三年(一四九一)五月六日条の、甥雅俊と家嫡を争った宋世(雅康)の主張の内に、「家相伝人丸影一幅相伝之」とあることにより知られるのである。他家においてもこの如くであった人麿影が、土御門通親・後鳥羽院の影供歌合の盛行という影供の歌壇的流行を経て、顕季流内部において、その相伝の重要性をいっそう増していったであろうことは疑いない。

顕季流における人麿影の相伝過程は、『十訓抄』『古今著聞集』の記事を基に、公家日記や諸歌集の詞書等によって修正が加えられつつ推定されてきたが、信頼度の異なる資料を総合して判断する上の決め手に欠けるのが実情と言えよう。この系譜を確定するに際しては、人麿影と密接な関係を有したと推定される、讃岐国里海庄の伝領過程の考察が有効であると思われるのであるが、両者の関係や、相伝過程の検証については、別稿を用意しており、ここでは結果のみを提示して詳細はそれに譲りたい。

『鎌倉遺文』に存する「妙意申状」(一二三・一五・一五二〇〇)等で推測される里海庄の伝領過程に依り、顕季流における人麿影の相伝過程を考証すると、それは、

顕季―顕輔―清輔―季経―保季―知家―成実―行家―隆博―隆教

の如くになると考えられる。

顕季から清輔まで三代父子相続された人麿影は、清輔弟季経へ、季経兄重家の子で養子となった保季へと伝えられて、甥に当る知家に譲られてゆく。続いて顕季息家保流の歌人成実に伝えられた後、知家息行家へと還り相伝されて、

九条家内部で再び父子相統されていたことが、この系譜から判明する。人麿影は必ずしも一子相伝ではなく、顕輔流とでも言うべきある幅をもって、同族意識を仲立として伝えられているのであり、その幅の内にある歌人群こそが、和歌史研究の上で定義される六条藤家だと考えてよいであろう。

以上の人麿影の相伝過程と関連して問題となるのは、顕季以来の和歌文書の相伝過程である⁽¹²⁾。象徴的存在だけでは歌学の継承はなし得ず、和歌活動に不可欠な歌書類の相統もまたきわめて重要であった。『古今著聞集』には、顕輔から人麿影を伝えられた清輔が、和歌尚齒会を行なった後、人麿影と破子硯を弟重家息経家に、和歌文書を弟季経に、譲ったことが伝えられている。人麿影をも譲られたと思われる季経の和歌文書相伝は、『玉葉』治承二年(一一七八)二月十四日条に、「季経朝臣来。談清輔朝臣和歌文書之間事」とあることに依って確認されているが⁽¹³⁾、この「清輔朝臣和歌文書」がいかなる内容であったかは明らかではない。現在伝わる、六条藤家歌人の名が奥書中に存する歌書類を見渡しても、御子左家の定家自筆証本のように、その所持の過程が問題となるような文書の存在は確認できない⁽¹⁴⁾。

ところで、福田秀一氏が整理された反御子左派の書写活動を示す歌書群は、同時に、知家・行家父子の許に、いかに多くの歌書が存在していたかを物語るとも言える。その内で特徴的なものを左に整理して示す。

(1) 六条藤家内部に伝わる本を、九条家が蒐集していたことを示す奥書を有するもの。

金葉集 (書陵部蔵 二一〇・六七七)

※季経本の顕家書写本を、更に知家が写した行宗(行家カ)所持本。

同 (正宗敦夫文庫蔵 四五卷欠)

※清輔自筆本を書写した知家本。

六条修理大夫集 (群書類従本)

※知家所持本。

顕輔集（書陵部蔵 一五〇・七四〇）

※同。

(2) 顕家流における書写活動を示す奥書を有するもの。

小町集（書陵部蔵 五一〇・一二二）

※顕家書写知家所持本。

源三位頼政家集（内閣文庫蔵 二〇一・四五四）

※顕家書写本。

素性集（正保版本）

※行家書写本。

知家・行家の関与した本の全容とその詳細については、福田氏の御著書を参照願いたい。他の九条家歌人の所持を示す奥書を有するものとしては、次のものがある。

堀河院百首（神宮文庫蔵三条家本）

※俊頼自筆本を書写した隆教本。

続詞花集（天理図書館蔵 九一一・二二三・イ四七）

※清輔自筆の隆教本。

拾遺抄（静嘉堂文庫蔵）

※隆朝所持本。

隆教所持の二本が、それ以前に転写を経たものか否かは不明だが、両書の書写者に素姓正しき本として尊重されてい

ることは注意される。

結局、人麿影の伝流と和歌文書相伝との具体的な関係は、不明であると言う他はないが、九条家の人々が、人麿影を所持するに見合う量と質の和歌文書を備えていたであろうことは、上述した現存資料においても窺知されると思われる。

三、九条家と人麿影

では人麿影を相伝した知家以下の九条家の人々は、その資格をもつていかなる和歌活動を行なったのであろうか。

人麿影は、土御門通親と後鳥羽院の影供歌合という形式を得て、隆盛を見たものの、建仁三年（一一〇三）六月十六日の和歌所での歌合を最後に、影を潜めたかに見える。だが後世の神秘化した古今伝授において頂点を迎える人麿崇拜の高まりが、それを放置しておくはずもない。先に触れた飛鳥井家の二本の影は人麿影の広まりを示すが、『明月記』安貞元年（一一二七）三月二十日条の西園寺公経邸における木像による影供や、『吾妻鏡』仁治二年（一一四一）九月十三日条に記録された、北条政村・実時、後藤基綱・基政、源親行等の武家歌人による幕府影供、真言僧頼家の『束草集』中に存する、正和六年（一一三一）正月十八日付の、宝蔵院での影供の祭文¹⁶等から知られるように、影供自体も、公家・武家・僧家各々において一人歩きを始めていく。このような風潮の中で、人麿影を相伝した知家は、九条の自邸において影供を催した（明月記 寛喜元年（一一二九）三月十七日条）。定家や為家、家長・家清¹⁶父子、祝部成茂といった有力歌人の出詠を得て、知家が自邸で独自に影供を行なったことは、人麿影の相伝を通して、六条藤家の伝統を明確に意識したことを示すと思われる。

知家から成実の人麿影が譲られた後、後嵯峨院の時代に至って、影供歌合は再び仙洞において催された。『建長三年（一二五二）九月十三夜影供歌合』である。同歌合には安田徳子氏による詳細な研究があり¹⁷、左右各二十一人、各十題十首からなるこの盛儀が、『続後撰集』への当代歌人の詠歌資料の提供を直接の目的とし、後鳥羽院時代に倣って和歌の隆盛を願い、奏覧間近い『続後撰集』の完成を祈願したものと推察されている。

ところで、『葉黄記』宝治元年（一二四七）七月二十五日条には、「知家卿入道参、被_レ見_二人丸影_一、件影在_二成実卿許_一、可_レ被_レ召_二出_一之」と、知家が成実の許にあつた人麿影を、後嵯峨院の召しによって持参したことが見える。このことは、影供歌合に先立つ四年前に、院が人麿影に興味を抱いていたことを示すとともに、成実への譲渡の後も、一門の代表としての地位を知家が保っていた事実を示している。更に、この影供歌合の十一日前、「被_レ賜_二阿波国黑海庄_一於成実卿_一被_レ付_二人丸真影_一之故云々」と、成実が摂関家領の里海庄を人麿影に付して賜つたことが、『皇代曆裏書』（建長三年九月二日条）に見える。先述の「妙意申状」に拠れば、この拝領の陰には成実自身の積極的行動があつたことが知られるが、成実は院の関心を巧みに利用したのであるうか。たとえば影供歌合、百十五番左、名所月の題で成実は、

ほのぼのとあかしのうらをながめけんむかしのかけをうつす月影

と詠み、「ほのぼのとは、真影事おほくてかしくく月の出できて侍りけるとさた侍りき」との判詞を得ている。これに関し安田氏は「成実の人麿影継承の自負を示した詠」と評されており、詠も判詞も院の志向を反映したものであると思われる。さらに『続後撰集』完成の後も、後嵯峨院の人麿影供への興味は失せてはいない。

建長六年正月柿下影供し侍りしに、真影をわたしつかはすとて、

つつみ紙にかきつけ侍りし

太上天皇

けふをいかに見そなはずらんむかしより身をはなれたるかげしなれば

返し

正三位知家

身ははやくよはひもおいぬ柿の下のひさしきかげはわがきみのため

『続古今集』卷十九、一七五・二⁽¹⁸⁾

こうした後嵯峨院の一連の活動に、『古今著聞集』中の説話記事が刺激を受けたであろうことは、「今は院にめしをかれて、建長の比より影供など侍にこそ」との一節に窺われるが、それと同様に、人麿影供に対する再評価が、改めて当時の歌壇に、六条藤家の伝統と、その継承者が知家であり成実であることを、強く認識せしめたであろうことは疑いを入れ得ない。またこうした機運の高まりも、彼等の後嵯峨院への働き掛けによるものであるという可能性を留保しておきたい。あたかもこの時期は、寛元四年(一二四六)十二月の『春日若宮社歌合』を旗揚げとする、真観・知家等による反御子左派の隆盛期と重なる⁽¹⁹⁾のであり、この歌壇的背景が彼等の活動に何らかの影響を与えたものと憶測されるのである。

知家息行家・真観等の『続古今集』撰者追任運動の後盾になったと思われる鎌倉將軍宗尊親王が、將軍を廃され帰洛した三年後の文永六年(一二六九)四月二十八日、「柿本影供百首御歌」という詞書のもとに採られている。同種の詞書を調査すると、真観・高定・法印定円・鷹司院帥等の真観一族、基家・具氏・法印尊海・行能⁽²⁰⁾そして行家(九六二)の、計十名の参加が確認できる。参加歌人のほとんどが反御子左派歌人である⁽²¹⁾ことは、帰洛後の宗尊親王周辺を、同派の歌人が取り巻いていたことを推測させよう。この時までには人麿影が成実から行家に譲られていたかどうかは詳らか

にし得ない²²が、影供という催しにおいて行家が一参加者に留まるものであったとは考え難い。ここでは後嵯峨院と行家との関係が、宗尊親王と行家との関係において再現されていると見ることができるとはなからうか。

更に二十年を隔てた正応年中(一二八八〜九三三)に、行家息隆博が里海庄を再給付された折、当代一流の儒者日野資宣を請じて、自邸に影供を行なったことが、『東野州聞書』に見える。その折の「里のあまのもしほの煙立ちかへり昔になびく秋のはつかぜ」という、時宜に叶った資宣の詠より見て、この影供の話が全くの創作であるとは考え難く、時代の下の資料ではあるものの、隆博の里海庄拝領は事実であると思われる(この件も別稿に譲る)。この隆博の影供は、里海庄の安堵を認めた権力者に謝意を表すとともに、歌壇に対しては、自己の歌人としての血統の正しさを誇示した、示威的行為と見ることができると思われる。

このように、知家から隆博まで九条家三代の歌人や成実は、人麿影の相伝により、顕季流の中でも選ばれた歌道の継承者としての立場を自覚し、かつ人麿影に纏わる「伝統と権威を折々の歌壇に示しながら、そこに確たる存在場所を得て、和歌活動を行なおうとした」と推測されるのである。

四、大嘗会和歌詠進歌人の系譜

大嘗会和歌とは、大嘗会に際して、悠紀・主基各方から奉られる、各々の斎国の地名を詠み込んだ、風俗歌十首・屏風歌十八首の計二十八首からなる和歌のことである²³。大嘗会和歌と六条藤家の関係については、既に井上宗雄氏の詳細な論考が存するが²⁴、九条家の実体を解明するために、この側面からも、改めて検討を加えてみたい。

六条藤家と大嘗会和歌の関係を明言したのは藤原定家である。『明月記』天福元年(一二三三)六月六日条に見える、

四条天皇度の歌人選出に関する、摂政教実からの下問への答申において定家は、「中古以下」儒者でも文章生でもない者がこの歌を詠じたのは、「只始_レ于_レ頭輔卿_レ」り、そして「彼一門吉不吉繼_レ踵_レ」と、頭輔一門による詠進の歴史を指摘し、加えて、「彼家外猶雖_レ不_レ可_レ然_レ」と、非儒の場合この歌を詠ずる者は、六条藤家の歌人であるべきことを主張している。

定家の発言にもあるように、六条藤家の大嘗会和歌詠進の歴史は頭輔に始まる。しかし清輔の『袋草紙』中の和歌作者一覧には、新院(崇徳)度の悠紀方歌人敦光の注記として、「頭季卿出家_レ後替_レ之_レ」とあって、頭季も詠進の下命を受けていたことが判明する。このことは、大嘗会和歌を集成した『大嘗会悠紀主基詠歌』や『大嘗会和歌部類』(共に書陵部蔵)にも認められ、信憑性の高いものと思われる。井上氏は『明月記』天福元年五月二十一日条に、「頭輔卿耽_レ道懇望詠進_レ」とあることから、頭輔の詠進は、父頭季の遺志の完成であると推測されている。

付表I(五)は、詠進歌人が悠紀主基各一名に定まった三条天皇から、ほぼ六条流が断絶するまでの、大嘗会和歌詠進歌人一覧表である。頭輔・清輔・季経・有家・家衡と、ゴチック体で示した六条藤家歌人の多さを見る時、先の定家の指摘も納得されるが、ここで問題となるのは、同家からの詠進歌人の選出方法である。先に触れた四条度の歌人選定問題において定家は、詠進歌人の家柄の者で、「被_レ撰_レ和歌堪能_レ候者、前納言、頼、知家卿、尤当_レ其仁_レ候歟_レ」等と、和歌の実力を尊重すべきことを主張している(明月記 天福元年五月二十一日条)。また定家は、後堀河度に任命を受けた儒者家宣の死去の後、「毎_レ交_レ衆有_レ嘲哂之歌_レ」というあり様だった六条家衡が、「一門之先達」と称して歌人となったことを記している(同記 寛喜元年(一二二九)八月十九日条)。確かに、有家が薨じ保季も出家した六条藤家において、家衡は在俗最年長歌人であり、定家の批評はともかく、家衡の主張は主催者に認められたのである。

(付表) I

年	(西曆)	天皇	悠紀歌人	主基歌人
長和三年	一〇一二	三条	大輔親	源兼澄
同五年	一〇一六	後一条	同	善為政
長元九年	一〇二八	後朱雀	同	藤義忠
永承元年	一〇四六	後冷泉	藤資業	藤家経
治曆四年	一〇六八	後三条	藤実政	藤経衡
承保元年	一〇七四	白河	同	江匡房
寛治元年	一〇八七	堀河	江匡房	藤行家
天仁元年	一一〇八	鳥羽	同	藤正家
保安四年	一一二三	崇徳	藤 <small>(顯季出家)</small> 敦光	藤行盛
康治元年	一一四二	近衛	藤顯輔	藤敦光
久寿二年	一一五五	後白河	藤永範	藤茂明
平治元年	一一五九	二条	藤俊憲	藤範兼
仁安元年	一一六六	六条	藤顯広	藤永範
同三年	一一六八	高倉	藤永範	藤清輔
寿永元年	一一八二	安德	藤季経	藤兼光
元暦元年	一一八四	後鳥羽	同	藤光範
建久九年	一一九八	土御門	藤光範	藤資実
建曆二年	一二一二	順徳	藤資実	藤有家
年	(西曆)	天皇	悠紀歌人	主基歌人
貞応元年	一二二二	後堀河	藤家衡	藤頼資
(天福元年)	一二三三	四条	藤頼資	藤知家
嘉禎元年	一二三五	四条	藤家光	菅為長
仁治三年	一二四二	後嵯峨	菅為長	藤経光
寛元四年	一二四六	後深草	藤経光	藤成実
文応元年	一二六〇	龜山	同	藤行家
文永十一年	一二七四	後宇多	藤行家	藤資宣
正応元年	一二八八	伏見	藤資宣	藤隆博
永仁六年	一二九八	後伏見	藤俊光	同
正安三年	一三〇一	後二条	藤兼仲	藤隆教
延慶二年	一三〇九	花園	藤俊光	同
文保二年	一三一八	後醍醐	同	同
正慶元年	一三三二	光厳	藤資名	同
曆応元年	一三三八	光明	藤隆教	同上
文和三年	一三五四	後光厳	藤隆朝	藤時光
永和元年	一三七五	後円融	藤兼綱	藤忠光
永享二年	一四三〇	後花園	藤兼郷	同上

(中略)

これらよりして、非儒である六条藤家から大嘗会和歌歌人が選出される際は、一門の先達がその和歌の実力も認められて、任命を受けていったものと推察される。この事実注目するならば、大嘗会和歌詠進歌人の系譜もまた、歌道家六条藤家の系譜として、重要な意義を有するものと言えよう。ただ例外的に知家は、定家の推挙も得て、天福元年六月十三日主基方歌人の下命を受け、九月六日は、歌稿を定家に見せなどしているもの、藻壁門院・後堀河院の崩御による、度重なる大嘗会の延期という不慮の事故のために解任されている（明月記）。従って、知家は現実には大嘗会和歌作者となり得なかったが、知家も、詠進歌人の系譜に一応加えておくことに差し支えはないであろう。

そこで附表Ⅰに拠りつつ、詠進回数に拘りなく、六条藤家内部における大嘗会和歌詠進歌人の系譜を纏めると、
（頭季）―頭輔―清輔―季経―有家―家衡―（知家）―成実―行家―隆博―隆教―隆朝
のようになる。

五、九条家と大嘗会和歌

不運な結末に終わった知家への下命が始まる、九条家と大嘗会和歌との関係はしかし、それ以前に比してより強固なものとなっていた。成実が主基方を勤めた後深草天皇の大嘗会に続く、龜山天皇から後光厳天皇まで十代の大嘗会には、必ず九条家から歌人が選定されているのである。

このことは、歌人選定の先例に関する意識の変化に起因すると思われる。『袋草紙』の後一条度の作者「輔親 為政」の注記に、為政を指して、「儒者始_レ從_ニ此時_一」とある通り、後一条度に交った儒者歌人は、二代後の後冷泉度に悠紀・主基両方を占めてより、頭輔の加わった近衛度まで、六代の大嘗会和歌を独占した。これについて定家は、「輔親卿詠

候之外、吉不吉之例大略儒者二人候歟」と、先例の存在を指摘し、「即是儒者堪詠歌之人多候之故、且被用堪能候歟」(明月記 天福元年五月二十一日条)と、和歌に堪能な儒者が多かったことをその理由としている。しかしここには、儒者でなければならぬ根拠は示されていない。八木意知男氏は、大嘗会和歌に詠われている景物に着目して、大嘗会にふさわしい祝賀性獲得の為に、漢籍の本文を典拠とするものが多いことを発見し、この点に、儒者と大嘗会和歌の関連性を見ておられる²⁶。ところが、そういった儒者任命の先例を、顕季・顕輔は二代に渡って破ったのである。

こうして非儒の歌人の例が、俊成のみを例外として、顕輔流に限って続き、定家によって確たる先例として認められる頃になると、歌人の組み合わせが問題となってきた。この間の消息を伝えるのが、度々引用した『明月記』天福元年の記事である。『八雲御抄』にも、「只儒者一人、而只歌人一人、二人尤為善」(御稿本)と見え、摂政教実が意を留めた、非儒が交るべきか否かの問題も、後深草度以降は、儒者一・非儒歌人一の形が嘉例と認められて、必ず顕季流の歌人が加えられていき、時代の荒廃した光明度には、両方を隆教一人で勤めるといふ事態も起きている。この先例が崩れ再び儒者のみで占められた後円融度は、本来詠進歌人たるべきことを認められていた知家五代の孫行輔が、当時地方にあって所在不明であったという(愚管記 応安八年(一三七五)七月十日裏書)。ここに六条藤家は、大嘗会和歌詠進の伝統はもとより、歌道家としての伝統を永く断つことになったのである。

このように詠進が固定化すると、その為の知識の蒐集とその相伝が問題となる。大嘗会和歌と漢籍の関係は先に触れたが、こうした知識の必要性に加えて、詠進の際の故実も存したことは、『袋草紙』に「書_三和歌_二之時、家々之説不同也」として、書式から字体に至るまで、細々とした規則のあり方が記されていること等から明らかである。『袋草紙』中に、大嘗会和歌の書式の一例として記された、詞書は真名、和歌は仮名で、風俗歌・屏風歌を一枚の紙に書すとい

う、「故左京」(顕輔)の書様は、『顕輔集』の実例と、原本を忠実に写したとされる『大嘗会悠紀主基詠歌』中の、清輔・季経(二度)・有家・家衡の五度の例(27)とにおいて一致している。非儒の俊成の例(長秋詠藻)が、風俗歌と屏風歌とを別紙に記す点で六条藤家歌人と異なっており、顕輔の書式は、一つの典例として六条藤家内で確実に受け継がれていたものと思われる。いささか後の例だが、『看聞御記』永享二年(一四三〇)十一月十七日条に、歌人に命じられた儒者日野秀光が、「文書不所持之由」を申して辞退した旨が見えている。おそらくこうした大嘗会和歌詠進の先例や故実を纏めた文書が、六条藤家の内にも伝えられていたのではないかと想像される(28)。顕季に代った式家の儒者敦光が、人麿影供の折に讀を作る等、顕季と親しい関係にあったことや、家経・行家と三代続く大嘗会和歌歌人である北家内麿流の儒者行盛が、清輔の岳父である(妙意申状による)という事実を思う時、六条藤家の歌人達は、知識や故実をこれらの儒家から吸収し、相伝していったと想定することができるのである。清輔の『袋草紙』に、行盛の家の書式や、和歌献上の際の書状例として、敦光のものが挙げられていること等も、その一端を窺わせるのではあるまいか。

成実や行家以下九条家歌人の詠が、全き形で遺されていないのは惜しまれるが、『井蛙抄』に、文保(後醍醐度)大嘗会の折、主基方の隆教の詠を、二条為藤が不吉であると批判した際、天皇の下問に対し隆教が、「大嘗会和歌、彼卿いつの才覚にて難申やらん」と呟いたと、伝えられている(29)。この呟きに、代々この役を勤め、故実を受け継ぎ学んできた隆教の自負を、垣間見ることは可能であろう。

このように、九条家の歌人達は、非儒の大嘗会和歌詠進歌人の家の血筋とともに、詠進に纏わる知識・故実を継承し、皇統分裂という複雑な時代に、両統の大嘗会に不可欠な存在として、貴族社会の中に地歩を占め続けたのである。

一方、大嘗会和歌が習練を積んで詠まれるべきものであったことが、四条度の歌人を望んだ世尊寺行能への、定家の

評語中に見えている(明月記 天福元年 六月六日条)。また、歌人の家柄に関しては、『八雲御抄』に「高位人未_レ詠」(御稿本)とされ、『井蛙抄』に、定家の知家推挙は、諸大夫家たるその家格の故とされるように、ある程度の制限があったものと思われる。そのこととの関連性は明確にし得ないが、顕輔流、及び九条家は二位を至位としながらも非参議の家柄であった。こうした和歌修業と家格、定められた詠進役の地位が、九条家の歌人達の和歌活動に、具体的にどのような影響を与えたか、その検討は今後の課題としたい。

まとめ

人麿影相伝と大嘗会和歌詠進——この二つの系譜の、六条藤家における意義は以上の通りである。前者は、六条藤家における歌道の実力の承認の過程と捉えられ、一族内部の歌道上の代表者の私的系譜であり、後者は、天皇の重大儀式への奉仕拝命者の過程であり、いわば国家による家の代表者認定の公的系譜である。従ってこの両者が一致する時、歌道家六条藤家は、一応正常なあり方を示しているものと認められるのではなからうか。そこで両者を比較すると、顕季から季経までと、知家から隆教までとが一致し、季経と知家の間に違いが認められる。この点に注目して、便宜的に六条藤家の歴史を三期に分けるならば、

第一期 顕季から季経まで——歌道家の成立と確立期

第二期 季経と知家の間——歌道家の混乱・衰退期、あるいは次代への再編成期

第三期 知家以降——歌道家の再生期

となろう。この第三期が即ち、顕季流九条家の、中世前期の一歌道家としての歴史なのである。そしてこの第三期の両

系譜に、顕輔流ではない家保流の成実が現れる問題は、顕季流全体と成実個人のあり方との二点において考えたい。

院近臣層における同族意識の強さは、夙に指摘されているところである。日野家の法界寺、勧修寺家の勧修寺等と同様に、顕季流も、顕季母白河院乳母従二位親子の持仏堂を基にする、白河善勝寺を氏寺とし、一族中最も高位高官の者を「善勝寺長者」と呼んで、一族の結合を計っていた³⁰。『尊卑分脈』に「善勝長」と注される長者は、主に官位的榮達を遂げた、顕季息家保流の四条を号する一流であったが、顕輔にもその注記が存することから、六条藤家もこの同族結合の圏内であったことは確かである。また成実は、知家とともに定家の弟子のような存在であり、二人で同車して定家を訪れたり(寛喜二年(一二三〇)二月二十日・天福元年(一二三三)二月二十四日)、成実主催の歌合の判を知家が定家に請うたり(寛喜二年十二月一日)して、両者が親密な関係にあったことが、『明月記』からも明らかである。こうした同族意識の強さと個人的な関係が、知家から成実へ人麿影を相伝せしめ、そしてその人麿影所持による顕輔流歌人としての認定が、成実の大嘗会和歌詠進を可能にしたものと思われる。

先に行なった六条藤家の歴史区分は、一応の便宜的なものであり³¹、特に第二期を中心として猶検討を要する問題が多い。しかしながら、「六条藤家の一傍流」として認識されることの多かつた知家流九条家が、六条藤家の衰退と混乱を乗り越えて、人麿影と大嘗会和歌詠進の両者を受け継ぎ、まさしく歌道家六条藤家の正統の資格を備えて、鎌倉・南北朝期の歌壇に臨んでいたことは確かなのである。

九条家のこの特質の解明は、同家の反御子左派としての活動や、九条家各代の和歌活動との関連性等の考察にも、さまざまな視点を提示するものと思われるが、それらは今後の課題としたい。

- (3) 『新古今時代における六条家』、『古代文化』37巻11号所収、昭60・11)
- (4) 『経俊卿記』康元二年(一二五六)三月十六日条に、「九条三位入道申、幡鉾庄事」とある。「九条三位入道」は、あるいは知家のことかと思われるが、幡鉾庄のことも含めて未詳。
- (5) 『中世和歌史の研究』第二篇第一章鎌倉中期の反御子左派、II・三 歌書の書写・校訂及び貸借・相伝(角川書店刊、昭47)を参照戴きたい。
- (6) 知家邸が五辻通大宮西入現在の上記区五辻町)辺であったとすると、同時に「大宮」・「五辻」と号される可能性も存するか。
- (7) 知家流最後の歌人となった行輔の例を挙げておく。『光明寺残篇』元弘三年(一二三三)歿十月十三日条、「九条少将行輔朝臣」。
- (8) 家名の成立と車文に関しては、平山敏治郎氏『日本中世家族の研究』(法政大学出版局刊、昭55)を参照戴きたい。
- (9) 通字に関しては、玉村竹二氏「日本人名の通字について」、『日本禅宗史論集』所収、思文閣刊、昭51・飯沼賢司氏「人名小孝——中世の身分・イエ・社会をめぐって——」、『莊園制と中世社会』所収、東京堂出版刊、昭59)等に詳細である。
- (10) 『十訓抄』第四には、「長実・家保などをきて三男頭輔此みちにたへたりければ、ゆづりえたりける」とある。
- (11) この奥書に関しては、久曾神昇氏『古今和歌集成成立論』研究編(風間書房刊、昭36)を参照した。
- (12) 文書相伝の実態と意義については、注(8)所掲書の第三章第六節を参照戴きたい。
- (13) 『谷山茂著作集四 新古今時代の歌合と歌壇』第二章歌合における六条家の人びと第四節季経(角川書店刊、昭58)を参照戴きたい。
- (14) 頭昭の和歌文書は、清輔文書とは別に、頭昭の弟子に伝えられたことが、西村加代子氏「頭昭の古今伝授と和歌文書」(『国文論叢(神戸大)』12号所収、昭60・3)に詳述されている。
- また、高岡市立図書館蔵『八代撰集』(九二一・一・二〇)中の「後撰集」には、頭季父隆経や、俊頼・基俊の本をもつて校合を加えたとする、清輔の元奥書に、他集との重複歌数等を記した有家の識語を持つ、「内蔵頭経家朝臣重代秘藏本」を書写した旨の奥書が存している。重代秘藏の語は注目されるが、杉谷寿郎氏は『後撰和歌集諸本の研究』(笠間書院刊、昭46)において、六条家内で転写された、清輔自筆本からの一本の伝来を示すかと推定されている。

(15) この祭文は、山田昭全氏が「柿本人麿影供の成立と展開——仏教と文学との接触に視点を置いて——」(『大正大学研究紀要 文学部・仏教学部』51所収、昭41・3)において紹介されている。

(16) ここに見える「家清」は、家長息と判断した。六条家清ならば、当時従四位下(公卿補任)であり、「家清朝臣」とあるべきか。

(17) 「建長三年九月十三夜影歌供合について」(『名古屋大学文学部研究論集』XCI・文学31所収、昭60・3)

(18) 以下の歌番号は『新編国歌大観』に依る。

(19) 宝治元年(一二四七)に結番された、『百三十番歌合』の為家判を不服として、知家が後嵯峨院に『蓮性陳状』を奏上したことは著名。

(20) 『新編国歌大観』では作者を「従三位行成卿」(三〇五八)とする。ここでは、山田清市・小鹿野茂次氏分作者夫木和歌抄(『風間書房刊、昭42』)に、行能歌として納められるのに従った。しかし行能であるとしても、この時九十歳の高齢となり、その生存確認年を二十年も引き下げることになる。後考を俟ちたい。

(21) 真観・後九条基家は同派の中心人物。高定・定円・院帥は真観の子。中院通氏息具氏は、反御子左派の催しとされる建長八年(一二五六)九月十三日『百首歌合』に参加、興福寺別当定玄息尊海は、『春日若宮社歌合』に出詠している。

(22) 「妙意申状」に拠ると、行家は文永十年(一二七三)頃までには、人麿影を相伝したものと推される。ちなみに、成実の出家は、建長八年(一二五六)である(公卿補任)。

(23) 大嘗会和歌については、秋山光和氏「大嘗会悠紀主基屏風」(『平安時代世俗画の研究』所収、吉川弘文館刊、昭39)・藤田百合子氏「大嘗会屏風歌の性格をめぐる」(『国語と国文学』55巻4号所収、昭53・4)・八木意知男氏『大嘗会和歌の世界』(皇学館大学出版部刊、昭61)等を参照戴きたい。

(24) 「大嘗会和歌と六条家」(『講座平安文学論究 第三輯』所収、風間書房刊 昭61)。本稿の記述は、同論文に依るところが大きい。学恩を謝し上げる。

(25) 注(24)所掲論文に翻刻される、『大嘗会悠紀主基詠歌』の「大嘗会和歌作者例」等を基に作成した。またこの資料については、注(23)所掲の秋山・藤田両氏の論文に詳細である。なお歌人名右肩の姓の略称は以下の通りである。大―大中臣、善―善滋、藤―藤原、江―大江、菅―菅原。

(26) 「大嘗会和歌と本文」(『皇学館論叢』19巻5号所収、昭61・10)

(27) 注(24)所掲論文に翻刻がある。

(28) 東洋文庫岩崎文庫旧蔵、国立歴史民俗博物館蔵の『広橋家旧蔵文書』中に存する、大嘗会和歌関係文書の一群は、詠進歌人の家に伝えられた文書として、その実態を示すものと注目される。

(29) 禁忌が重大な問題であったことは、『袋草紙』『大嘗会歌次第』に、和歌に詠ずる地名を選ぶ際の注記として、「各可_レ避_レ禁忌_ニ」ことあることや、顕昭の『拾遺抄注』賀部に、近衛度の悠紀方を勤めた顕輔詠に対して、九条大相国伊通が禁忌ありと難じたことが、伝えられていること等から明らかである。

『井蛙抄』は、これに続いて、隆教の吹きを聞いた為藤が、「中納言入道記録」(明月記歟)の、貞応度知家吹拳の記事等に榮を差して、隆教に送ったこと、大嘗会当日に鄙曲役の有時が陣中において横死したこと等を伝えている。綾小路有時の暗殺を命じたのが、この役を争った紙屋河頭香であったこと(増鏡等)は、同族の隆教の詠との関連性を人々に印象付けたのであろう。

(30) 同族的結合と善勝寺長者制に関しては、注(8)所掲書を参照戴きたい。

(31) 谷山茂氏は、注(13)所掲書において

第一期 六条家歌学樹立期——顕季・顕輔

第二期 六条家歌学の大成期ないし守成期——清輔・重家・季経・顕昭・経家・顕家・有家・保季

第三期 六条家歌学の残照期——知家・行家等

と、歌学に焦点を置いた分類をされている。

* 本稿所引の資料の底本は以下のとおり。

玉葉：思文閣刊本。公衡公記：史料纂集。勘仲記：国立歴史民俗博物館蔵自筆本。尊卑分派・吾妻鏡：新訂国史大系。系図纂要：名著出版刊本。二十一代集才子伝：有精堂刊八代集全註。明月記：国書刊行会刊本。平戸記：増補史料大成。立車記：統群書類従。十訓抄：岩波文庫。古今著聞集：古典大系。実隆公記：統群書類従完成会刊本。玉葉：名著刊行会刊本。皇代曆：内閣文庫蔵(一四一—一六)本。建長三年九月十三夜影供歌合・続古今集・夫木抄：新編国歌大観。竹風和歌抄：私家

集大成。東野州聞書・井蛙抄・八雲御抄(御稿本)；歌学大系。袋草紙；袋草紙考証。愚管記；増補続史料大成。看聞御記；続群書類従。定能卿記・光明寺残篇；歴代残闕日記。経俊卿記；図書寮叢刊。葉黄記；内閣文庫薄(一六二―四九)本。以上、順不同。

[付記]

本稿は、昭和六十二年度和歌文学会十二月例会(於慶應義塾大学)における、口頭発表の一部に補訂を加えたものである。当日会場で貴重な御教示を賜った、井上宗雄・久保田淳・山田昭全氏、また、日頃より御指導戴いている諸先生・諸先輩方に、深く御礼申し上げる。